

議長	事務局長	事務局次長	総務係長	係員

委員会記録簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第17回 議会運営委員会			
開会日時	令和3年 6月23日 午前 13時30分 開会			
	令和3年 6月23日 午後 14時58分 閉会			
場所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者5名			
出席委員	熊高 昌三	—	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	児玉 史則	—	—	
説明のため 出席した者	職名	氏名	職名	
	総務部長	行森 俊莊	総務課長	
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	
	—	—	—	
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	
	総務係長	藤井 伸樹	—	
付議事件	1、議題			
	(1) 再議について			
	①再議について			
	②再議の取り扱いについて			
	(2) 安芸高田市議会の例規の見直しについて			
	2、その他			
	(1) 議会運営委員会の開催について			
	(2) 連絡会の開催について			

3、経過

【開会 13:30】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 再議について

①再議について

②再議の取り扱いについて

○熊高委員長

再議についてを議題とする。

執行部の説明を求める。

○行森総務部長

6月21日に提出した令和3年第2回安芸高田市議会臨時会において、令和3年6月2日に議決された安芸高田市副市長の選任の同意について、再議書に記載してある理由により、地方自治法第176条第4項の規定に基づき再議を求めるものである。

○熊高委員長

質疑はないか。

○大下委員

再議書に1番から4番まで理由が書いてあるが、正当な理由にならないと思う。

○行森総務部長

再議書に記載している理由は、市長の思いである。それが通る、通らないということについては、私の方では判断しかねる。

○大下委員

市長が再議として出したら必ず受けないといけないことになっているのか。

○森岡事務局長

市長が出された再議書は拒否できない。受けないといけない。

○大下委員

再議書の中身としては、反対した議員のみ名指しで、あったことも、なかつたことも書いてある。「と思われる。」という表現で、あつたこともないことも書いてある。市長の思いだけである。これでよいのか。

○行森総務部長

あくまでも首長がそういうことだと判断した場合に、再議書の提出ができるため、市長がそのように思われたと理解いただきたい。

○大下委員

本当に正当な理由か。

○行森総務部長

事務方で正当かどうかの判断は出来かねる。あくまでも市長が判断されたものである。

○大下委員

これは公文書である。執行部が知らないという訳にはいかないと思う。市長が出されたものという考え方は通るのか。

○行森総務部長

市長がこれまでの経過を追って出された理由である。事務方としては、字句の体裁を整えるなどの役割を行った。

○大下委員

正当な理由がないと、受けられないのでは。

○森岡事務局長

正当な理由かどうかは、審議の中で判断していただくことにな

る。ただし、再議書を必ず受けるということについては、後ほど資料で説明させていただく。

○熊高委員長

基本的に受けるという前提是法的な根拠により変わらないので、その流れの中で局長が言わされたように、内容については審議の中でするべきだろと受け止めている。受けるという前提是法的には変わらないということを理解いただきたい。

○山本優委員

中身が合っている合っていないは別として、再議は受けて日程をどうするかを決めればよいのか。

○熊高委員長

基本的にはそのとおりである。再議ということから、やりとりが非常に煩雑になるので、事務局が資料を準備している。その確認の方が時間がかかると思う。

○山本優委員

受けてやるということで、審議は本会議の中でということで。

○熊高委員長

この流れをご存じの上で、議長もマスコミに話をされているので、この流れは基本的には変わらない。

○大下委員

受けなければならないことは理解したが、再議書の中身は完全な個人攻撃である。そこらをどう判断するかだと思う。名前を書いて、なかつたことを書いている。

○熊高委員長

中身については、今の段階では私達で今判断することにはならないと思う。

○大下委員

私達が判断するしないではなく、なかつたことを、さもあつたかのように書かれているので、そこがどうかと思う。

○熊高委員長

それを審議の中で正していくということになる。

○山根委員

再議書についての件と選任同意の件の2つが関わってくると思うが、再議書の内容については、市長自身の思いを書かれているだけで根拠となるものがない。特定の議員に対して、「形跡があり」、「可能性があり」と書かれ、根拠がどこにあるのか、何をもって言われているのか分からることをもって個人攻撃をされ、また議会に対しても、こういうことをするような議会と印象付けられることをされている。この件については意見がある議員がいるのではつきりしなければいけない。更には副市長案件についてどういう風に整理されていくのか後ほど説明があると思うが、執行部で他に説明できることがあればしっかり説明してもらわないと。再議というのは初めてでありどういう手法になるのか分からぬところもある。

○熊高委員長

基本的には議案があるので出しますということの提案のみだと思っている。

○行森総務部長

今までの経過の中で、市長が法令に違反があったと思われている。根拠とする理由は再議書に付しているとおりである。再議書の理由については、私達もその場面全てにいた訳ではない。あく

までも市長の見解である。事務方としては、市長から出された原稿を再議書として提出できるよう体裁を整えたものである。ご理解いただきたい。これ以上のことはない。

○石飛副議長

事務方として、法的な根拠の裏付けの確認はされたのか。

○内藤総務課長

中身については、市長自ら書かれている。内容については、議場で発言された内容は事務方も承知しているが、それ以外は全く承知していない。また、法的なところのことであるが、今回、地方自治法 176 条第 4 項の規定に基づく提出についての法的なことや文面の中身、体裁の整え方については事務方で調査・研究をしている。

ただし、再議書を出すこと自体、法に違反するかについても市の弁護士の見解をいただき、176 条第 4 項で出すことは市長の権限の範疇であるという見解をいただき、これに基づき提出をしている。

○熊高委員長

法的な根拠を確認した上で出されていると思うので、受けざるを得ないというのが法的根拠になっている。中身については、本当にこれでよいのかそれぞれあると思うが、再議書が出てきた本会議場でやる流れになると思う。その辺については、流れとしてのあり方については、事務局で整理してもらっているので、後で協議してもらった方が分かりやすいと思う。この考えですすめさせていただければと思うがよろしいか。

(なし)

質疑なしと認める。

執行部から、そのほかにないか。

(なし)

暫時休憩する。

休憩 13:44

(執行部退席)

再開 13:45

○熊高委員長

再開する。

○森岡事務局長

再議の制度について、事務局に説明を求める。

再議の制度について、まずは再議とは何かというところから入っていただくように資料を準備した。この再議は安芸高田市議会が始まって初めてであるので、まずは再議とは何かというところから、本会議での方法について段階を追って説明する。間違ったやり方をすれば大変な事になるので、一つずつ資料を見ていただきながら説明させていただく。

詳細については事務局次長が説明する。

(「再議に関する説明資料」により説明)

○國岡事務局次長

意見はないか。

○熊高委員長

(なし)

- 森岡事務局長 意見なしと認める。
○熊高委員長 再議の取り扱いについて、事務局に説明を求める。
(再議の取り扱いについて説明)
再議の取り扱いについてお諮りする。
18日目の日程第15とし、再議に対する理由説明後、質疑を受け、討論を行い、採決する。
これに異議はないか。
(異議なし)
異議なしと認め、そのように決定する。
- 國岡事務局次長 方向性について、違法行為がないものとして議事を進めるのか、違法行為があるものとして議事を進めるのかで、全議員に説明するときの説明方法と、意思表示、討論が大きく影響するので、じっくり協議して決めていただきたい。
- 熊高委員長 方向性を判断するために、議会基本条例を抜粋した資料を配付している。再議書に書いてある中身について、市長が指摘した該当する箇所が条例のどの条文に該当するかを記している。改めて確認するため事務局に説明を求める。
- 國岡事務局次長 (「安芸高田市議会基本条例（抜粋）」を説明)
○熊高委員長 再議書の中身に対して、どういうところが条例違反ですよというところを、市長が示してきた部分に対するポイントを示した資料である。再議についての議題を終了しようと思ったが、この件があったのでまだ終了していない。
- 事務局としては、違法性があるのかないのか、一定の整理をして進めてもらいたいとの提案であるが、もう少し詳しく説明を求める。
- 森岡事務局長 議会運営委員会の中で一定の方向性を決めていただきたいということの意味であるが、今日、説明させていただいた件を、改めて議員の皆さん方に、全員協議会を開いていただくようになると思うが、そこで説明させていただき本会議に臨んでいただきたいという思いからである。全員協議会で議員の皆さんに説明をさせていただくときに、議会運営委員会で、違法性がないと認めてすすめていく場合と、違法性があると認めてすすめていく場合には本会議のやり方が変わってくるので、まずは方向性を決めていただき、その先にすすめさせていただきたいという思いである。
- 熊高委員長 再議について、違法性がある、ないという判断を、議会運営委員会である程度したものと、全員協議会においてそれを前提とした口述のあり方や説明のあり方をしたいということであるがいかがか。
- 大下委員 違法性がなかったという方向ですすめていただきたい。

(外の委員から同じとの意見あり。)

○熊高委員長

児玉副委員長は欠席であるが、残り4名の委員が、違法性がなかったという方向ですすめていただきたいということを確認した。

議会運営委員会では違法性がない方向ですすめることとなつたが、私は、本会議では議会運営委員会の決定事項と違う考えをするかもしれない。

○大下委員

委員長がこの場で決めたことと別のことと言つたらいいけない。

○熊高委員長

先日も議論したが、いけないとことではないと確認している。

○大下委員

なぜか。

○森岡事務局長

それは、委員長として違法性がないとして全員協議会をすすめていただくが、最終的な本会議での判断については、議員個々の判断である。

○山本優委員

規約で決めてある。委員会に属するものは、委員会に対しての質疑はしないと。

○森岡事務局長

決めてあるというのは、全員協議会の中での発言のことである。全員協議会の中の発言については、議会運営委員会で決まったことを覆すような発言は、議会運営委員会で決まったことは順守するとなっている。しかし、その先、本会議に上がったときは、個々の判断に任せられることになる。

○國岡事務局次長

今この場で違法性があるかないかを決めてもらっている理由は、実際に再議書に対する違法性があるかないかではない。本会議で議事を進行するときに、違法性がないパターンで議事を進めたら、違法性があるかないか、立つか座るかの話になるが、もう一つの方の最初からリセットでやるパターンもある。違法性があったものとして、選任同意を、臨時会での採決がなかったこととして、採決をし直すというパターンもある。よって、どちらかに決めておかないと、議員のみなさんが起立とか討論をされるのに迷われるためである。今ここで違法かどうかの結論をだすものではない。どちらの口述でいくのかというのを、その結論だけを出していただきたい。違法性がないと思われている委員が多いので違法性がないものとしてすすめるのか、それとも違法性があるという認識のある委員が多ければ、最初から違法性があったものとしてすすめるべきかというのを決めておかないと、本会議当日になって、その場で討論をされる議員も、全く違う討論をされることにもなる。あと、議事を決めていただく理由として、さきほど討論・採決の進み方を説明させていただいたが、委員の皆さん分かりにくかったと思う。それ以上に傍聴者・視聴者の方には分からない。議長の口述に市民の皆さんに分かりやすいよう、プラ

スアルファしながら進行を分かりやすくしないと、傍聴された方は、議会は何をしているのかということになる。事務局として分かりやすい議事というのを意識しているところがある。皆が注目され、報道も多いと予測される中、議員が間違って討論をすることで大恥をかくことにもなる。私の説明が悪かった。説明の補足をさせていただいた。

○山本優委員

違法性がないという方向性という結論になったのでその方向ですすめていただきたい。

○山根委員

議長が違法性はないと明言されている。これをしっかりと議会運営委員会でも受けて、今回の再議についてもその方向ですすめることができが一番分かりやすく市民の皆さんにも理解していただけたのではと思う。

○宍戸議長

私が、違法性がないと言っているのは、議会基本条例というのを理念を基にした条例である。これは守るもので議員当たり前のことである。この当たり前のことに基づいて議会運営がされているので、全く違法性がないということでこういう表現をしている。

○熊高委員長

方向性は決まった。ただし誤解のないよう、私は本会議場ではどうするかは分からないので。議会運営委員会としての方向性は、違法性はなかったという方向で本会議はすすめることでよろしいか。

(異議なし)

お諮りする。本会議での進め方については、違法性はなかったという方向で議長の口述を進めることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(2) 安芸高田市議会の例規の見直しについて

○熊高委員長

安芸高田市議会の例規の見直しについてを議題とする。

本件は、6月21日の全員協議会で報告し、賛同をいただいたが、一部会議規則の「欠席の届け出」の項の取扱いについて議会運営委員会に一任された。

事務局に説明を求める。

○國岡事務局次長

資料は用意していないので口頭で説明する。先般の全員協議会において山本議員より、出産とその後の休暇・欠席が、議員の報酬・費用弁償に関する条例について準用規定があるが、その関係性について質問があったが説明しきれなかった。これは、長期に休む場合、別に特例の条例を設けないといけない。今回の件については提案した案のままでよいという説明を、山本議員に説明し理解を得た。議員よりこの件についてはすすめてもらいたいと返

事を得たので報告する。

○森岡事務局長

条文の中の文言で、職員の例によるというものについては、カットするという例を準用することではない。支給方法を準用するということである。

○山根委員

提案があった 6 週 8 週について、職員は 8 週 8 週ではないかとの質問があつたと思うが、その後確認はされたのか。

○森岡事務局長

職員の休暇については確認していない。

○國岡事務局次長

6 週 8 週が質問された理由は、期末手当に影響するのではとのことと、会議規則で定めるということで、職員のほうに合わすのか、標準規則に合わすのか 2 つの方法があり、山本議員が質問されたことで確認すると言ったのは、期末手当の影響についてのことと思われる所以、今回とは別に、議員の期末手当に関する特例の話をする際に、また確認しながらやりましょうと話をさせていただいた。

○山根委員

全国市議会議長会からの標準会議規則によるものと受け止めていたが、職員の条例に合わすということか。

○森岡事務局長

標準会議規則は 6 週 8 週である。今回はこれで提案させていただいた。山本議員は、職員の例によると 8 週 8 週で、週が違うのではないかとの指摘であったが、その部分の確認はまだしていないということであるが、提案については標準会議規則のものである。

○山根委員

特例で長期休暇を考えられているということだが、改めて検討していかねばと思うが。

○國岡事務局次長

市議会で特例を設けているのが 23.6%。その中でも疾病、自己都合などいろんなパターンがある。東広島市では昨年の 9 月改定している。今後、議員の皆さんから話が出たら、研究していただけるよう資料等用意させていただきたいと思う。

○熊高委員長

今回の例規の見直しについては、先般の提案のとおりとし、28 日の最終日に上程する。休暇や報酬、減額規定などについては、また新たに研究・検討して提案することを事務局が考えているので、これでよろしいか。

(よい)

お諮りする。安芸高田市議会の例規の見直しについては、提案のとおりとし、その他については、今後の研究課題として取り上げていきたいと思う。会議規則の一部改正案を定例会最終日に提出することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

提出者については、委員の皆が賛成であるので委員会として提出することに意義はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、委員会から提出することとする。

3. その他

(1) 議会運営委員会の開催について

(2) 連絡会の開催について

- 熊高委員長 その他の項に入る。
皆さんから何かあるか。
- 森岡事務局長 さきほど発議関係の手続きについて決めてもらったことに伴い、発議の議会運営委員会を開催してもらう必要がある。そのほか意見書の提出による発議、議員が提出者とする発議の計3件についての議会運営委員会を開催させていただきたい。
- 熊高委員長 日程は今決められるか。
暫時休憩する。
- 休憩 14:50 (休憩中に協議)
再開 14:57
- 熊高委員長 再開する。
事務局より、発議3件があるので議会運営委員会を開催してもらいたいとのことであった。25日の9時から連絡会終了後に行うことによろしいか。
(よい)
25日9時から連絡会を開催し、さきほど再議についての取り扱いについて協議したことを、全議員のみなさんに周知をすることに異議はないか。
- (異議なし)
そのほかに皆さんから意見等はないか。
(なし)
以上で、その他の項を終了する。
以上で、本日の議事はすべて終了した。
これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 14:58】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長